

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年8月25日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

（令和7年7月1日～7月31日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
島田 和泉	島田和泉後援会	令和7年7月3日